

## 第2回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和元年7月25日(木)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後4時25分

第2回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第5号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 決定第2号 久喜市地域農業再生協議会委員の推薦について

決定第3号 久喜市農業振興協議会委員の推薦について

決定第4号 久喜市人・農地プラン策定検討会委員の推薦について

決定第5号 久喜市都市計画審議会委員の推薦について

決定第6号 久喜市農業委員会幹事の推薦について

第 8 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農業用施設用地に供する届出について

第 9 協議事項

第10 農政問題に対する質疑・応答

第11 閉 会

農業委員

出席委員 19名

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 会 長  | 岩 崎 長 一 君 | 会長代理 | 木 村 信 一 君 |
| 1 番  | 矢 野 学 君   | 2 番  | 杉 田 孝 行 君 |
| 3 番  | 吉 岡 憲 一 君 | 4 番  | 稲 生 裕 君   |
| 5 番  | 籠 宮 博 君   | 6 番  | 原 田 典 男 君 |
| 7 番  | 蔵 口 哲 夫 君 | 8 番  | 川 鍋 優 君   |
| 9 番  | 井 野 重 明 君 | 10 番 | 早 野 公 夫 君 |
| 11 番 | 長 谷 川 勲 君 | 12 番 | 岡 田 武 君   |
| 13 番 | 木 村 実 君   | 14 番 | 塚 越 賢 二 君 |
| 15 番 | 横 田 義 明 君 | 16 番 | 鈴 木 好 雄 君 |
| 17 番 | 渡 辺 敏 男 君 |      |           |

欠席委員 な し

事務局

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 榎 本 浩 二 | 係 長 | 大 内 康 範 |
| 主 任  | 黒 須 一 宏 | 主 事 | 石 田 純 矢 |

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） 皆さん、改めまして、こんにちは。定刻になりましたので、これから第2回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、委員さん19名全員出席ということでございます。

それでは、初めに、岩崎会長から挨拶をお願いします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。3番、吉岡委員さん、4番、稲生委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、先月6月25日の農業委員会から本委員会開催までの経過についてご報告をさせていただきます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、6月27日、埼玉県農業会議第122回通常総会がさいたま市内のさいたま商工会議所会館において開催され、私が出席をいたしました。議事につきましてはごらんとおりでございまして、全議案とも承認されました。なお、当日は総会のほか永年勤続農業委員等表彰式がとり行われ、退任された農業委員さんなど14名の方が表彰を受けられました。

次に、7月10日、農業者年金加入推進特別研修会がさいたま市内のJ A共済埼玉ビルにおいて開催され、稲生委員と、長谷川担当主査が出席しました。内容につきましてはごらんとおりでございます。なお、本年度は本市が県内重点推進地区の一つに指定されておりまして、地域加入者3名の確保が割り当てられている状況にあります。

次に、7月17日、令和元年度新任農業委員研修会が吉見町のフレサよしみにおいて開催され、木村代理のほか8名の委員と私が出席をいたしました。内容については、資料のとおりでございます。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告につきまして、何かご質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等ございましたら、ご報告願います。

どうぞ、稲生委員。

○4番（稲生 裕君） 4番、稲生です。先日7月10日に農業者年金の加入推進で会議に行っていました。それで、本年度は重点的に3名ほど加入を、できれば加入してくださいということなのですが、それで、今お手元にこの農業者年金のパンフレットがあるのですけれども、一応私と長谷川さんだけだと農業者年金の候補者を探すのがとても難しく、できたら農業委員さんの皆様に各地区、1名でいいですから、こういう方が入りますよということがあれば、事務局か私のほうへ連絡をお願いしたいのですが、一応農業者年金メリットとしては、35歳以下

の人ですと、大体月の掛金が1万円国から補助されますので、この点は大変いいかと思えます。その後、その掛金が全部青色申告の場合、社会保険控除になりますので、ひとつ皆様でちょっと検討していただいて、各地区1名でいいですから探していただければありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

- 会長（岩崎長一君） ただいま稲生委員から農業者年金制度の願ひについて、各農業委員さんの管轄の中で1名程度は願ひをしたいと。私も全部熟知はしておりませんが、これは年齢はどのぐらいまで入れるのですか。
- 4番（稲生 裕君） これは、20歳から59歳まで。35歳以下でしたら国からの補助がありますので。
- 13番（木村 実君） 1万円。
- 4番（稲生 裕君） 1万円補助が出る。だから、大変有利かと思ひます。
- 会長（岩崎長一君） どうぞ、願ひします。
- 係長（大内康範君） 済みません、では、今ちょっと補足なのですけれども、まず農業者年金に入れる人は厚生年金には入っている人は入れません。国民年金の方だけなので、簡単に言えば、もう自営の人のみです。それで、では、今誰が入っているかというお話があったと思うのですけれども、極端な言い方すれば、誰も入っていないです。被保険者としてですね。受給権者の方はいます。ただ、被保険者ということで今受給権がなくて、実際に久喜市内で加入している方、今稲生委員さんから20歳から59歳というお話がありましたけれども、被保険者の方はたしか久喜市内で去年、農業者年金から通知が来た時点では被保険者が5名という話でした。久喜市内全体で。なので、今申し上げたように、5名ということになると、逆な言い方をすればほとんどの人は入っていないということになると思うので、国民年金、通常のサラリーマンではない方に声かけていただければ、大体の方は被保険者になっていない方だと思ひます。それで、先ほど3名というお話もありましたけれども、3名のうち1名はもう今年度加入しました。1人は、たまたま今年度新規で就農しますということで、久喜市に相談に来た方が、うちからも勧め、農協さんからも勧めていただき、旧久喜地区の方なのですけれども、その方は入っていただいたので、実質2名残りという形になります。先ほど重点地区という話もありましたけれども、その3名を今年度久喜市が満たさないと来年度も重点地区になりますよという話なのですね。なので、ぜひ、あと最低でも2名、皆さんにご足労おかけしますけれども、探していただいて、何か対象になりそうな人がいれば、うちのほうからお声がけとか、訪問をしますし、埼玉県農業会議というところにその年金担当の職員もいますけれども、そういった詳しい方も引き連れて一緒に訪問できますので、ぜひそういう方がいるという情報だけでもいただければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

- 会長（岩崎長一君） できれば、あれですか、若い子が、五十八、九よりも30ぐらいで。
- 係長（大内康範君） そうですね。
- 会長（岩崎長一君） 小林なんか三、四人いるのですよ、後継者が。30ぐらいで。そういう地区は少ないと思うのですけれども。そういう人は紹介できますが、それを、私なり、長谷川委員が行って、説明するか。場合によっては入っていると。ほとんど入っていないというあれですよ。
- 係長（大内康範君） そうです。
- 会長（岩崎長一君） 久喜市全体でほとんど入っていないのではない。
- 係長（大内康範君） 入っていないです。
- 会長（岩崎長一君） 説明も行ってくれるのか。
- 係長（大内康範君） 行きます。
- 会長（岩崎長一君） これは、久喜市全体で3人ノルマという話ですから。だから、各委員さん1人というのは一つ

のお願いであって、全体で2人ぐらい加入できれば最低でも3人になりますから。もう既に1人入ったという報告がありましたので、安心はしないでひとつ。ちょっと小林でいるんですよ。30ぐらいで3人の人。入っているか入っていないか確認してきますから。

それでは、ただいまの件はひとつ今後よろしくお願いをしたいと思います。

では、進んでいただいて、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎議案第1号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただく前に、今回新たに農業者になられた方もいらっしゃいますので、まず初めに、農地法第4条につきまして簡単にご説明させていただきます。

農地法第4条につきましては、農地を農地以外のものにする、いわゆる転用の制限に関するものでございまして、この後、農地法第5条の説明もするのですが、農地法第5条との違いは4条につきましては所有権移転を伴わない農地の転用でございまして、通常であれば埼玉県での許可が必要となるものとなっております。ただ、久喜市につきましては、もと農業委員さんはもちろんおわかりだと思っておりますが、平成29年度から埼玉県より権限移譲を受けておまして、こちらの農業委員会の総会にて許可、不許可を判断することとなっております。また、例えば今回議案書を見ていただくと、議案書の8ページの一番右に備考欄があると思います。そちらをちょっと見ていただきますと、そちらの備考欄の中に2件とも「除外」という言葉が書いてありまして、その前に例えば平成10年2月とか平成30年8月除外ということで書かれていると思います。こちらにつきましては、本日1枚A3の久喜市全体の載った地図をお配りをしたと思うのですが、そちらに関連しておまして、いわゆるそちらの地図で緑色というのは、青色といいますか、塗られているところが久喜市の農業振興地域ということで、いわゆる農業を振興する地域という形になっているのですが、今見ていただいた除外というふうに書かれた部分につきましては、もともとは農用地区域と呼ばれている、そちらの地図でいいますと緑色になっている地域なのですが、そちらを市に申出を行うことで、申出先は隣の農業振興課というところなのですが、申出を行うことによりまして、いわゆる農業を振興する地域、農用地区域から除外をしたということで備考欄には書かせていただいています。例えば、今申し上げた平成30年の8月とかという部分は、農地の除外をした時期となっておりますので、よろしくお願いたします。その除外をした後に、これから説明申し上げます農地転用の許可申請が来るという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、改めまして、個別にご説明させていただきます。

それでは、議案書の6ページをごらんいただければと思います。

まず初めに、申請書番号191402番、申請人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑1筆、276平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用でありまして、追認案件でございます。資料の1、議案とはちょっと別の案内図等が書いてあるものを見ていただければと思うのですが、そちらに書かれておましており、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地につきましては、車庫や納屋の一部が建っておりまして、昭和43年の航空写真などによりまして線引き前から非農地状態であったことの確認がとれたことから、今回

追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号192404番、申請人は菖蒲町河原井在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町河原井地内の畑1筆、112平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用でありまして、こちらでも追認案件でございます。資料2にございますとおり、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地につきましては、居宅への進入路となっております。昭和45年の航空写真などによりまして線引き前から非農地状態であったことの確認がとれたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○主任（黒須一宏君） 事務局の黒須でございます。それでは、4条の2件ということで、先日7月23日の火曜日に私と、あと事務局の福島主任のほうで2件の現況を見させていただきました。

まず、資料番号の1番の191402のほうでございますが、こちら場所が、ここ緑風館から北西におおむね500メートル行った仁丁町通り沿いのところでございます。先ほど事務局のほうの説明等で追認案件ということでございますが、この追認というのは、今現在地目が農地のところに宅地のような形で、そういう利用形態をなされるところについては、さかのぼって昭和45年以前から現在に至るまで同じような宅地の状況で使っているような形であれば、追って認めるというものでございます。今回の六万部のところも、現況が納屋だったり、物置だったり、車庫が存在してまして、宅地利用をしているところでございました。また、申請地の隣地につきましては、東側と南側は畑、西側は市道、北側は既存地の宅地でございます。申請書、またそれに伴う当時の航空写真等を見させてもらって、以前から変わらず宅地のような形で使われていることが確認できましたので、許可相当と考えております。

続きまして、2ページ目でございます。資料2の192404でございます。こちらと同じく追認案件でございます。場所は、菖蒲町の河原井で、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジから東に500メートル、また久喜地区の梨組合の選果場から南西に700メートルのところに位置しております。こちら、奥に母屋がありまして、そこから、市道と母屋の間にぶつかる道があるのですけれども、ここが地目が畑のところでございます。申請地の隣接地につきましては、東側と西側が畑、南側が市道、北側が宅地でございます。申請書、または当時の航空写真等を鑑みまして、当時から宅地のような形で使われていることが確認できましたので、許可相当と考えております。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。新しく委員になられた方も多数おりますけれども、ただいまご存じかとは思いますが、45年という話がよくここ出ますので、この昭和45年というのは都市計画法の例の市街化区域と調整区域が区分されたといいますか、その位置づけを、ここからここまでは市街化区域で、ここからは調整区域ですよと。その年が45年で、それ以前からそのようになっていたかどうかということで、その45年という話がよく出ますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの説明に対しまして、何か質問がありましたらお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） では、直ちに討論に入ります。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第2号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、こちらにつきましても、個別の説明の前に農地法第5条は何ぞやということで簡単に説明させていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、こちらも農地法の第4条と同様に農地の転用のための権利の移動の制限に関するものでございます。農地法の第5条につきましては、今度は所有権の移転を伴う、また所有権を移転しなくても使用貸借だとか、賃貸借ということで、例えば親が持っている農地に分家を建てるとか、そういったものにつきましては、こちらの5条になります。こちらも、先ほどの4条と同様に埼玉県から権限移譲を受けておりまして、平成29年度から、こちら農業委員会で許可、不許可の判断をしております。また、先ほど説明させていただきました農地法の第4条も含めまして、こちらで許可、不許可を最終的に判断するのですけれども、申請面積が3,000平米を超える案件につきましては、例えばきょう3,000平米を超える案件があったとしたら、こちらの農業委員会での審議後に埼玉県の農業会議というところに常設審議委員会という委員会があるのですけれども、そちらのほうにも同じように諮らせていただいて意見を確認するという形をとっておりまして、その後3,000平米を超える案件につきましては許可をするということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別に改めてご説明させていただきます。議案書の8ページ、ごらんいただければと思います。

まず初めに、申請書番号191505番、譲受人は上清久に事務所を置き、平成2年から自動車修理業などを行っている法人となります。譲渡人は同じく上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、80平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は現在当該申請地の隣地に事務所を置き、自動車修理業を主に行っておりますが、近年は売り上げも増加しており、現在の敷地では手狭となってきたことから新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者であります譲渡人から承が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191514番、譲受人は本町4丁目に事務所を置き、平成5年から土木建設工事業等を行っている法人となります。譲渡人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田9筆、合計1,663.92平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場兼駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は現在市内に事務所を置き、土木建設業などの業務を行っておりますが、当該申請地近くにあり支店敷地内の資材置場兼駐車場が狭く、車両の出し入れ等に支障が生じていることから新たな適地を探していたところ、支店から約200メートルの距離にあります当該申請地の所有者から承諾が得られたことから、駐車場兼資

材置場を新たに設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191516番、譲受人は宮城県に本店を置き、平成2年から通信機器等の建設等を行っている法人となります。譲渡人は久喜中央3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆の一部252.44平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります資材置場のための一時転用でありまして、転用期間は1カ月間となっております。農地の区分につきましては、先ほど説明させていただきました農用地区域でございますが、携帯基地局建設のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在携帯電話の会社であるKDDIの指定工事会社として主に携帯基地局を設置している会社でございますが、当該申請地と同じ筆の一部に新たな携帯基地局を設けることとなったことから、基地局設置の際の資材搬入用トラック置場として当該申請地を一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては全額自己資金にて賄う計画となっておりまして、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194505番、譲受人は本町3丁目に本店を置き、平成元年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内市内の田3筆、合計3,273平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や教育施設からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の6にございまして、13棟の建売住宅を販売する予定となっております。区画の面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194507番、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、256平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にありまして賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、近々2人目の子供が生まれる予定でありまして、現在の居宅では手狭になることから、譲受人の実家の敷地の一部と譲渡人である父親が所有する当該申請地を利用して自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194508番、譲受人は平成29年に東大輪に事務所を成立し、バイク修理業を営んでいる法人となります。譲渡人は同じく東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、458平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によりますバイク修理工場建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地の隣地にありまして実家の敷地の一部におきましてバイクの修理業を営んでおりますが、敷地が狭く、今後は事業を拡大していく予定であるため、実家の隣地であり、譲渡人でありまして父親が所有する当該申請地へ新たな修理工場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社日本政策金融公庫からの融資にて賄う計画となっておりまして、融資証明書も添付されております。その他信用、



農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっているものでございます。

続きまして、申請書番号194509番、譲受人は東京都練馬区に本店を置き、昭和42年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、746平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、鷺宮総合支所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。公共施設や市街化区域からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の9にございませとおり、2棟の建売住宅を販売する予定となっております、区画の面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○主任（黒須一宏君） 事務局の黒須でございます。先ほどの4条の説明と一緒にになりますが、7月の23日火曜日、私、黒須と福島主任のほうで現場のほうを確認させていただきました。

まず、資料番号3番、191505でございます。こちら、上清久になりまして、場所は旧東京理科大ですけれども、現みらい創造プレイスというところになっていきますけれども、そこから東へ300メートル、またアリオ鷺宮から西へ500メートルの場所に位置しております。現況は、草等は繁茂していなくて適切に管理してある状態でございます。隣地の状況でございますが、東と南が梨畑になっておりまして、西が市道で北が既存地になっております。それで、梨畑につきましては、梨畑への被害防除策でございますが、コンクリートブロックで被害を防除する形となっております。現況、また申請書類等を審査した結果、許可申請どおり、目的実現される見込みがございませとおりますので、許可相当と考えております。

続きまして、資料4の191514でございます。こちらと同じく上清久地区でございまして、場所が旧東京理科大、みらい創造プレイスから西へ350メートルで、また県立の久喜特別支援学校の西側の道を隔てた場所に位置しております。現況は、草は生えておらず、適切に管理しておられる状態でございます。隣接地の状況でございますが、北側と東側は市道です。また、西側と南側は水稲、水田、水稲、圃場ですね、の状態でございます。隣接の農地への被害防除策につきましては、ブロック5段積みで被害防除する予定でございます。現況、また申請書類等を審査した結果、許可どおり、目的実現することを見込まれますので、許可相当と考えております。

続きまして、資料5、191516でございます。こちらの場所は下早見になりまして、久喜市役所から北に300メートルのところでございます。現況を確認しましたところ、草は刈ってありまして適切に管理している状態でございます。隣接の状況でございますが、北側、農地、南東側が法定外道路、赤道で、南側が市道でございます。被害防除策につきましては、バリケードを設置して申請地から道に被害が及ばないような形をとる計画でございます。現況、また申請書類を審査した結果、許可申請後に目的実現すると見込まれますので、許可相当と考えております。

続いて、資料6、194505でございます。こちらは鷺宮地区の上内でございます。場所は、砂原小学校から南西へ150メートル、また鷺宮小学校から北東へ250メートルのところ position してございます。現況を確認しましたところ、草は繁茂しておらず、適切に管理してある状態でございます。隣接の状況でございますが、東側は宅地と畑が隣接しております。南側は宅地、北側は市道と法定外道路、西側も同じく市道と法定外道路でございます。東側の農地につきましては擁壁を設置しまして被害防除をする計画でございます。現況、申請書等審査した結果、許可申請どおり、目的実現すると見込まれますので、許可相当と考えております。

続きまして、資料7、194507でございます。こちらは、西大輪になります。場所は、鷺宮中学校から東へ300メートル、また鷺宮総合支所から南東へ700メートルの場所に位置してございます。現況は、適切に、草が生えていなくて、果樹等が3本ぐらい生えているような状態でございます。隣接地は、東に市道で、それ以外は宅地ということで、隣接地に農地はございませんでした。現況、また申請書等を審査して許可どおり、目的実現されると見込まれましたので、許可相当と考えております。

資料8番、194508。こちらは東大輪でございます。場所は、桜田小学校から南東へ700メートル、またJR東鷺宮駅から東へ1.3キロのところに位置しております。現況は耕うんされていて、適切に管理されている状態でございます。隣地の状況でございますが、東側が畑、北側が水路の管理用の道路みたいな形になっております。西側が市道、南側が宅地となっております。東側の畑に対しての被害防除策は、コンクリートブロックを設置することとなっております。現況、申請書類等を審査した結果、許可申請どおり、目的実現すると見込まれますので、許可相当と考えております。

最後に、資料9、194509でございます。ここは、鷺宮地区の鷺宮でございます。場所は鷺宮総合支所から北へ350メートルのところに位置してございます。現況は耕うんをしてある状態でございます。隣接地につきましては、東側が畑、北側と南側が宅地でございます。隣接地の農地につきましてはの被害防除につきましては、コンクリートブロックで被害防除をする計画でございます。現況、申請書類等を審査した結果、許可申請どおり目的実現すると見込まれますので、許可相当と考えております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの7件の事務局からの調査報告につきまして、質問がございますれば受け付けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、質問を打ち切らせていただきます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切らせていただきます。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員の賛成をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第3号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第3号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただく前に、こちら本日は初めての委員さんもいらっしゃいますので、簡単にご説明させていただきます。議案書でいきますと11ページからになります。農用地利用集積計画についてということでございます。

こちらにつきましては、今説明させていただいた4条、5条というものにつきましては、農地法という法律に基づいて説明させていただいたのですが、こちらはまた違う法律でして、農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、簡単に言えば農地の貸し借りです。使用貸借なり、賃貸借というものがあると思うのですが、そういったもの

を、いわゆる利用権という形で農業委員会では言っていると思うのですけれども、そういったものを設定するものがございます。通常は、本日はちょっと、今月、案件はなかったのですけれども、先ほど説明させていただいた4条と5条の前に3条というものもありまして、3条は農地から農地、要は転用という形ではなくて農地から農地への所有権の移転なり、賃貸借というものは、通常は農地法の第3条の許可を要するのですけれども、現在は農地法の3条の申請を上げてくるものは本当の所有権の移転のみでございまして、賃貸借なり、いわゆる貸し借りというものにつきましては、こちらの農業経営基盤強化促進法に基づきまして、こちらで申請いただければ3条の許可を要しないということになっておりますので、利用権を設定するというところでございます。

それでは、議案書の12ページをごらんいただければと思います。今月は39件の申出を受けておりまして、全て新規案件でございます。利用集積計画につきましては、通常、私のほうから新規、もしくは再設定の申請があった場合につきましては、新規案件についてのみ個別にご説明させていただいておりますが、今月は全ての案件が新規のため、全ての案件についてご説明させていただきます。

まず初めに、かなり多いのですけれども、申請書番号が久喜の久で、久の10番から19番及び一番最後のほうなので、すけれども、菖蒲の61から65番につきましては、借り手が農林公社になりますので、一括してご説明させていただきます。

申請書番号久の10番から19番、菖の61番から65番でございます。利用権を設定する農地は、久喜地区につきましては北青柳、下早見、原及び所久喜。菖蒲地区につきましては、菖蒲町小林、柴山枝郷、上栢間及び下栢間地内の全体で田56筆、合計5万2,322平米でございます。借り手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸し手は久喜地区につきましては、北青柳在住の方ほか9名、菖蒲地区につきましては菖蒲町小林在住の方ほか4名となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権につきましては、賃貸借権の設定で水稻作付6年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当7,000円となっております。

続きまして、申請書番号が菖蒲の37番から60番になります。こちらにつきましても、借り手が同じ法人のため一括してご説明させていただきます。申請書番号、菖の37番から60番。利用権を設定する農地は、菖蒲町上大崎地内の田100筆、合計7万2,884平米でございます。借り手につきましては、昨年J A南彩が設立した法人でございます。貸し手は、菖蒲町上大崎在住の方ほか23名となっております。設定する利用権は賃貸借権、もしくは使用貸借権の設定で水稻作付3年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当5,000円及び7,000円となっております。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は全て新規でございまして、全体で156筆、面積につきましては12万5,206平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のことにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をしていただくことになっておりますが、現在推進委員さんについては新たな委員が決まっていないため、先ほどと同様に、事務局より報告をお願いいたします。

まず初めに、久喜の10番から19番、菖蒲の菖60番から65番については、農地中間管理事業に伴う、埼玉県農林公社への貸し付けとなりますので、説明は省略いたします。

次に、菖37番から60番の借り手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○係長（大内康範君） それでは、説明させていただきます。申請書番号、先ほど説明しましたが、菖の37番から60番でございます。借り手につきましては、昨年度新たに設立されたJ A南彩100%出資の法人でございまして、農作業受委託や農産物の生産、販売などを行う法人でございます。事務所は、菖蒲町小林にあります。今後につきましては、

地域農業の活性化など、農業振興に寄与できる事業体として経営確立を目指していくとのごとでございます。また、法人としては、ことし認定農業者を受けている法人となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件の報告。それでは、ただいまの説明に対します質問がございますればお受けをいたします。

どうぞ、蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 7番、蔵口です。この案件が締結されるまでのいきさつをちょっと教えていただけませんか。こういうものが簡単にいくのであれば、どんどんこれからやってもらいたいです。農林公社がなぜそういうところにアプローチして、こういう話がうまくまとまるのか。それは、今後のためにもちょっとお聞きしたいなと思いますので。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） どちらから説明しましょうか。農林公社のほうから、では、簡単に説明させていただきます。

私もちょっと詳しい経緯はわからないのですが、まずプロセスとしては、多分皆さん他人ごとではなくて、まず年度末というか、年明けぐらいですか。もとから農業委員さんの方は、人・農地プランということでお話をいただいていると思います。人・農地プランは、久喜市を幾つかの地区に分けて、その中で地元の方を呼んで説明させていただいて、集積とかという形の目標を立てて、例えば中心となる経営体とかというものを立ててやっていると思うのですが、そういったものも含めまして、地元の方なりと、うちというよりは、実際的には農業振興課なり、あと春日部農林振興センターという県の出先機関に、この農林公社から出向している方ですね、コーディネーターと呼ばれているのですが、そういった方がいますので、そういった方が中心となって話をすると。あとは、先ほどの人・農地プランではないのですが、例えば去年栗橋であった集積なんかは地元の座談会などを何回か開いて実際に集積というか、してくれる人を募って最終的にはこういった形で利用権設定という形で上げてくるということだと思います。通常の流れでいきますと。

あともう一つ、JA出資の法人です。そちらのほうは、多分私より木村実委員さんのほうがおわかりかもしれないのですが、木村実委員さんとか中心になっていただいて、多分去年ぐらいからですか、いろいろやっていたとお聞きしています。ちょうど今事務局が入っている菖蒲の支所の近く、かなり農地が広がってまして、今回やっていた上大崎なんかは、集団農地の中に幾つか遊休農地があったのですが、それを木村実委員さんも、もちろん中心となってやっていたみたいで、ことしの初め、1月の初めに、そういったところを全部野焼きして回っていただいて、それで法人と話を付けて今回みたいな結果になっているということでございます。なので、基本的には農業委員さんなり、地元の方、あとは農業委員会事務局だけではなくて農業振興課と、あと県の職員がまとまって徐々に話が進んでいったということになるかなと思います。それは、ほかの案件につきましても、多分通常そういったパターンで動いていると思います。

以上です。

○11番（長谷川 勲君） いいですか。

○会長（岩崎長一君） どうぞ、長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川ですけれども、この貸借の件ですけれども、一応農林公社、一律小作料7,000円と今なっていますけれども、事務局でわかっているならば教えてもらいたいですけれども。土地改良費とか水利費は、どこが払うようになっているのでしょうか。農林公社に聞くと、個々にそれは相談してくれと言うのですが、この件で事務局が把握しているようなら教えてください。

○係長（大内康範君） 結論から言うと把握していません。ただ、去年、多分栗橋なんかでやったときも、多分そういうのは、今ご説明があったように個々に話し合っているということで、簡単に言えば、逆に言えば決まりがないということなのだと思います。これが、ちょっともし必要であれば、確認は後でさせていただきます。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 渡辺委員。

○17番（渡辺敏男君） 今の意見、話は、菖蒲でもあるのですけれども、田んぼは借りたけれども、用水は借りていないと。そうすると、地主のほうのやつも、向こうは、やつも、借り主も、向こうは借り手が、借り主、そういうことだったら、今度あつせんできないと。そんな状況でやっけてもしょうがないですよ。そういう状況記録しなくていいということかと言ったけれども。土地、田んぼだけ借りたけれども、用水は借りていないというのではね。貸してくれないのでは、ないので、用水はどうやって引っ張ってくるかと、すごく悩み続けたよと。その辺はつきりしてほしいのよね。できればね。用水使わないわけにいかないもの、田んぼつくるたつて。

○会長（岩崎長一君） なかなか釈然としない部分もありますけれども、また今後の検討課題ということも含めて進まさせていただきます。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） いいですか。

それでは、直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第4号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第4号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただく前に、こちらにつきましても、簡単に私のほうからご説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの集積の関係と関連しておりまして、今度は農地中間管理の推進に関する法律というものがあるのですけれども、そちらに基づきまして農地中間管理機構、今ちょっといろいろお話が出ましたけれども、そちらが農地中間管理権を有する農地の貸し付けに際しまして、埼玉県知事の認定を受けるに当たり、市に対しまして、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができとなっております。その際、市、ここでいいますと、農業振興課になりますか、は必要があると認めるときは農業委員会に対し、意見を聞くものとなっていることから、農業委員会として計画案に対する意見の有無を求められているものでございます。

それでは、21ページごらんいただければと思います。今月は議案書の21ページから24ページにかけまして2件の申出を受けておりまして、いずれも審議案件でございます。

それでは、個別にご説明させていただきます。

まず、久喜の1でございます。賃貸借権の設定を受ける農地は北青柳、原、所久喜及び下早見地内の田42筆、合計3万8,282平米でございます。借り手は、菖蒲町小林に事務所を置き、昨年新たに設立された法人でございます。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稻作付6年間、賃借料は反当7,000円を予定しております。

続きまして、菖の1番でございます。賃貸借権の設定を受ける農地は、菖蒲町小林、上栢間、下栢間及び柴山枝郷地内の田14筆、合計1万4,061平米でございます。借り手は先ほどと同じく、菖蒲町小林に事務所を置く法人でございます。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稻作付6年間、賃借料は反当7,000円を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、ご質問をお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありましたので、打ち切ります。

それでは、久1番及び菖1番の採決に入ります。

原案に対しまして異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 久の1番及び菖1番については、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

進まさせていただきます。

◎議案第5号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第5号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、ご説明させていただきます。説明の際に、本日お配りしましたA4の横で、右上に参考と書かれました久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員推進及び応募状況という1枚の紙を見ていただければと思います。こちらにつきましては、今月1日の総会の後、事務連絡の際に最適化推進委員の募集状況についてということでお配りさせていただいたものと同じものでございます。こちらにつきましては、農業委員会推進委員さんにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条におきまして、農業委員会が委嘱するということになっておりますことから、今回議案として上程させていただいたものでございます。ごらんいただいております資料のとおりで、久喜地区が7地区、菖蒲地区が11地区、栗橋地区が6地区、鷲宮地区が同じ6地区ということで、全部で30地区となっております。

各地区の応募状況でございますが、初めに久喜地区でございます。久喜地区につきましては、全7地区につきまして7名の方が応募されております。資料にもございますとおり、久喜2から7地区につきましては各1名ずつ、その他に久喜地区であれば、どこの地区でも構わない。1から7までどこでもいいということで、前推進委員さんでもあります平林氏が応募されておまして、平林氏に久喜地区をお願いするということにしますと、全ての地区が1名ずつといった形になりまして、今回こちらのように示させていただいております。

次に、菖蒲地区でございます。菖蒲地区につきましては、全11地区に対しまして12名の方が応募されてございます。そちらの資料にもございますとおり、菖蒲の9地区のみが1名の募集に対しまして2名の応募となっております。ま

た、そちらにも書いておりますが、前推進委員さんであります青木豊委員さんにつきましては、菖蒲の3から5地区どこでもいいということで応募されておまして、同じく前推進委員さんであります関裕一委員さんにつきましては、菖蒲4、または5地区ということでの応募となっておりますが、菖蒲5地区につきましては大澤氏という方が、そちらにも書いてあると思うのですけれども、既に応募いただいているため、あと本人さんたちにも意見をちょっと事前にお伺いしておまして、その結果、菖蒲3地区に青木豊さん、菖蒲4地区に関裕一さんということで考えておまして、そちらのほうにもそのように記載させていただいております。

次に、栗橋地区でございます。栗橋地区につきましては、全6地区に対しまして6名の方が応募されておまして、全て各地区1名の応募となっております。

最後に、鷺宮地区でございます。鷺宮地区につきましては、全6地区に対しまして7名の方が応募されております。そちらにもございますとおり、鷺宮の5地区のみが1名の募集に対しまして2名の応募となっております。その他の地区については、各1名の応募状況となっております。

各地区の応募状況につきましては、今ご説明させていただいたとおりなのですが、1地区に2名の応募があります。菖蒲9地区と鷺宮6地区につきましては、一応事前に地元の農業委員さんなりとお話をさせていただいております、ご意見をいただいております。そちらのご意見に従いますと、まず菖蒲9地区、そちらにつきましては、お二人、三須さんと辻さんということで記載させていただいているのですが、そのうち辻さんですね、辻さんのほうを菖蒲9地区の推進委員さんということで地元の委員さんからご推薦をいただいております。

次に、鷺宮5地区です。そちらにつきましては、その資料を見ていただきますと、渡辺さんと、あとは前推進委員さんでもあります出井さんということで記載されておりますが、地元の農業委員さんに確認したところ、鷺宮5地区につきましては、このお二方のうち、下のほうの前推進委員さんでもあります出井さんということで意見をいただいております。

以上の説明をさせていただいたとおり、決めていただけるということになりますと、全ての地区、全30地区が決まるということになります。先ほど説明させていただいたとおり、農業委員会から委嘱するというございますので、この内容に問題ないかどうかご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局のほうから定員30名ということで2つの地区が重複していたと。地元の農業委員さんとよく調整した中で、まだ本人には当然連絡はしていませんが、この定員オーバーするわけにまいりませんから、お一人方ずつ、菖蒲9地区は辻さん、鷺宮5地区は出井さんということで調整を事務局サイドとあわせて農業委員会としてこのような形で対応したいと。それで、後日の辞令交付には、終了後、漏れましたお二人には何らかの文書なり、方法で連絡をします。こういうような形でせざるを得ませんので、特に人事案件ですから、このまま採決でよろしいですかね。一言とかなかなかそういうことは難しいので。

それでは、それ以外の何か質問ありますか。人事以外というのですか。

それでは、お受けいたしますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、ございませんようですので、打ち切らせていただきまして、直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から報告のあった方を、この表のとおり30名の方を久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思います。賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって可決決定いたします。

◎久喜市地域農業再生協議会委員の推薦について

◎久喜市農業振興協議会委員の推薦について

◎久喜市人・農地プラン策定検討会委員の推薦について

◎久喜市都市計画審議会委員の推薦について

○会長（岩崎長一君） 続きまして、決定第2号 久喜市地域農業再生協議会委員の推薦についてから決定第5号 久喜市都市計画審議会委員の推薦についてを一括議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、説明させていただくのですが、その説明の際に本日お配りした資料、前回1日の総会の事務連絡でもお配りさせていただいたのですが、推薦委員一覧というものをごらんいただきながらちょっとご説明を聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、決定第2号の久喜市地域農業再生協議会委員というものについてでございます。こちらにつきましては、規約がございまして、それに基づきまして地域農業の振興等に関する事項を審議していただくというものでございます。所管課は農業振興課でございまして、任期は特にないということでございます。通常会議は、そちらにも書いてあると思うのですが、年2回程度でございまして、例年6月と2月ごろに行うということ聞いております。こちらにつきましては4名の方を選出していただければと思ひまして、前は各地区、久喜、菖蒲、栗橋、鷺宮地区から各1名ずつ選出いただいております。ちなみに前回までは、6月の改選前までは久喜地区が早野委員さん、菖蒲地区が木村実委員さん、栗橋地区が籠宮委員さん、鷺宮地区が矢野委員さんということで、一応全ての地区の委員さんが、今回改選後も農業委員さんとして在任されているということでございます。

続きまして、決定第3号でございます。久喜市農業振興協議会委員でございます。こちらにつきましても、所管課は農業振興課でございまして、任期は2年間。現在の任期というものは、令和2年の10月6日までということで、今回もしかわれば、その残任期間ということになります。大体、年に2回程度の会議が予定されているということでございます。こちらにつきましても、4名の方を選出していただければと思っております、各地区からこちらも1名という形で今までは選出しております。改選前の委員さんにつきましては、そちらにも書いてありますが、久喜地区が濱田前農業委員さんでございます。菖蒲地区が長谷川委員さん、栗橋地区が川島前農業委員さん、鷺宮地区が蔵口委員さんとなっております、菖蒲地区と鷺宮地区につきましては、長谷川委員さんと蔵口さんということで、現在も在任されている委員さんでございます。

続きまして、決定の第4でございます。久喜市人・農地プラン策定検討委員会の委員さんでございます。内容としては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、久喜市の人・農地プラン策定検討会設置要綱というものに基づきまして、地域の話し合いによります地域の中心となる経営体への農地集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載しました人・農地プランについて審議していただくものでございます。所管課は、こちらと同じく農業振興課でございまして、任期は2年間。今回につきましては、そちらにも記載されておりますが、残任期間となります令和2年3月18日までが任期となっております。会議につきましては、年1回程度ということで、例年、年度末、3月に会議を予定しているということでございます。こちらにつきましては、1名の方を選出していただければと思っております、改選前につきましては、現在も委員さんでおられます木村実委員さんが委員さんとなっております、前回木村実委員さんになった経緯につきましては、確か地区ごとに回していたといひますが、木村実委員さんの前は久喜地区の方で、菖蒲地区となっておりますので、このまま次かえるとすれば、そのやり方でい



けば、次は栗橋地区の委員さんとなる方ということになると思います。

続きまして、決定の第5号でございます。久喜市都市計画審議会委員でございます。内容といたしましては、久喜市都市計画審議会条例に基づきまして、都市計画に関する必要な事項を審議していただくものでございます。所管課は都市計画課でございます。任期は2年間。今回も残任期間でございますので、令和2年8月24日まで。年3回程度の会議が予定されているということでございます。こちらにつきましては、1名の方を選出していただければと思っております。改選前は現在も委員さんでおられます菖蒲地区の渡辺委員さんが委員さんとなっております。こちらは、多分前回3年間も渡辺委員さんに務めていただいたということで、特に決まりというものはないか設けていなかったのかなと思います。

決定の第2号から5号までの説明については以上なのですが、この後、多分地区ごとにいろいろと話していただくと思うのですが、その際にまず今残っている委員さん、例えば一番最初の久喜市地域農業再生協議会なんかにつきましては、前委員さんが今残っていますので、そういった方についてはそのまま続投というか、という形でやるのか、それ以外でやりたいという方がいれば、もちろんかえていただいてもいいのですが、基本的には在任期間となりますので、もしなれる方がいれば、そのままというのもありなのかなと思います。プラス、今ちょっと決定の第5号までしか議案として上げていないのですが、その後に決定の第6号で各地区の幹事さんをこの後決めていただくことになるのです。なので、この後、多分会長のほうから休憩なりで、地区でいろいろ話し合っていたと思うのですが、その際に決定の第2号から第5号、プラス幹事さんにつきましても、ちょっと地区ごとに話し合っていて決めていただければと思います。幹事さんにつきましては、前回までが菖蒲地区だけ2名で、ほかの地区は1名ということになっていますので、そこも話し合っていて、かつできれば幹事さんが決まった中で幹事長さん、前回でいいますと、今回ちょっといらっしゃらない織原委員さんだったので、そういった幹事長さんなんかもちょっと話し合いで決めていただいて、その結果を最終的に各委員さんも含めましてご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

これは、2つ目以降は残任期間です。途中だよ、これ。途中ですから、ご意見があればいいですが、継続でもいいかなと思うのですが、これは、どういうふうな方法でよろしいか。各地区4つに分かれてしまうと、その4つを合わせるの難しくないかな。

○13番（木村 実君） 2つ目はあれだよ。現在委員さんでいなくなられた方が、2人おいでなので。

○会長（岩崎長一君） いないのでは、これは選ばなくてはね。そうか、そういうことがあるのだね。そうするとね。ちょっと待ってくださいね。

各団体で分かれて協議するとどうということになるのだ。まず1点目の再生協議会は、これは区切りはいいわけですね、ある意味。

○係長（大内康範君） 今も全員いらっしゃいます。

○会長（岩崎長一君） そのまま継続してもいいし。何かご意見ありますか。

○11番（長谷川 勲君） 各地区で分かれて、相談していいのではないですか。それで、各地区で、留任なら留任でいいし、新しい人なら新しい人で。

○会長（岩崎長一君） では、幹事も含めてか。

○13番（木村 実君） これは、1点だけ。再生協議会は、会長が今久喜の方がいらっしゃるのです。それで、副会長も、私の前任が吉田何がしさんが副会長をやられていたのです。それで、担い手の代表として出ておられた方ですけ

れども。それで、菖蒲地区が副会長をやるということになっているようなのです。当面、私、今この間までずっと入っていましたが、前の任期では副会長をやっていました。それだけです。

○係長（大内康範君） 直接話し合っていたら、そこはちょっと別です。

○会長（岩崎長一君） それで該当者はないのだな。ベテランの方が多から、では、それぞれの地域で4つの地域で分かれて話し合い、その幹事に選ばれた委員さんから報告してください。

午後 3時58分 休 憩

午後 4時13分 再 開

○会長（岩崎長一君） それでは、再開をさせていただきます。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○係長（大内康範君） それでは、確認しながら発表というか、報告させていただければと思います。

まず、一番最初です。決定の第2号になります久喜市地域農業再生協議会委員につきましては、簡単に言えば、前回と同じということですのでよろしいですかね。皆さん、各地区の委員さんがそのままいらっしゃるということでご説明させていただいたと思うのですが、確認した結果、変わりはないということでお聞きしていますので、早野委員さん、木村実委員さん、籠宮委員さん、矢野委員さんということですのでよろしいでしょうか。

次に、久喜市農業振興協議会の委員でございます。決定第3号になります。こちらのほうにつきましては、各地区1名ということで、まず久喜地区につきましては、川鍋委員さん、菖蒲地区につきましては塚越委員さん、栗橋地区につきましては横田委員さん、鷲宮地区につきましては前回と同じく蔵口委員さんということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○係長（大内康範君） 続きまして、決定の第4号でございます。久喜市人・農地プラン策定検討会の委員でございます。こちらにつきましては、全体で1名ということで、先ほどご説明させていただきましたが、現在というか、6月までは木村実委員さんということでお話しさせていただきました。こちらのほうにつきましては、まだ、ちょっと資料にも書かせていただいたのですが、まだ残任期間が来年の3月の18日までであるということですので、その後、多分、今度、栗橋地区なりの委員さんにかかわるということで、今回はこのまま木村実委員さんに引き続きやっていたらということですのでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○係長（大内康範君） 最後に、久喜市都市計画審議会の委員さんでございます。こちらは、お一人ということで、全体で1人です。改選前の委員さんということで、渡辺委員さんになっていただいております。こちらは、決め方については決まりがないといいますか、前回の3年前にかわった時点でもう最初に渡辺委員さんになっていただいております。多分そのまま来ているということございまして、今回もこちらにも書かせていただきましたが、まだ残任期間がちょうどあと1年ぐらいございます。なので、このままいくということで大丈夫ですか。それとも、何かほかに委員さんでぜひという方がいればあれですけれども。大丈夫でしょうか。

〔「継続」と言う人あり〕

○係長（大内康範君） 継続で。はい、わかりました。

それでは、継続ということにさせていただきます。

それでは、全体をもう一度確認させていただきます。

まず、決定第2号の久喜市地域農業再生協議会につきましては、早野委員さん、木村実委員さん、籠宮委員さん、矢野委員さんということでございます。

次、決定第3号でございます。こちらにつきましては、久喜市農業振興協議会の委員さんということで、川鍋委員さん、塚越委員さん、横田委員さん、蔵口委員さんということでございます。

続きまして、決定の第4号でございます。久喜市人・農地プラン策定検討会の委員でございます。こちらにつきましては、前回と同様、木村実委員さんということで決定ということでございます。

最後に、決定の第5号です。久喜市都市計画審議会の委員さんにつきましては、こちらも前回と同じ、渡辺委員さんということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○係長（大内康範君） 報告は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） それでは、ただいま事務局から報告のありました委員さんを、地域農業再生協議会の委員、農業振興地区協議会の委員、人・農地プラン策定検討委員会の委員及び都市計画審議会の委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま事務局より報告のあった委員について推薦をいたします。

◎久喜市農業委員会幹事の推薦について

○会長（岩崎長一君） 続きまして、決定第6号 久喜市農業委員会幹事の推薦についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） こちらにつきましては、今各地区ごとに話し合っていたと思います。もう既に各地区の幹事さんを私のほうでお伺いしていますので、私のほうから今から発表させていただきます。

まず、久喜地区につきましては杉田委員さん、菖蒲地区につきましては2名ということで、渡辺委員さんと長谷川委員さん、栗橋地区につきましては鈴木委員さん、鷲宮地区につきましては蔵口委員さん、以上の5名ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○係長（大内康範君） 最後に、今度幹事長を決定していただく必要があると思うのですが、そちらをちょっと話し合っていたらと思いますので、よろしくお願いします。

○7番（蔵口哲夫君） もう決まっています。鈴木さんです。

○会長（岩崎長一君） それでは、満場一致で鈴木さんという報告がございましたので、そのとおりにさせていただきます。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の33ページをごらんいただければと思います。こちらは許可ではなく、届出等の関係の報告でございます。

まず初めに、農地法の第4条の届出でございます。今月は2件の農地法の第4条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の35ページから41ページでございます。こちらにつきましては、農地法第5条の届出でござい

ます。今月は17件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の42ページでございます。こちらにつきましては、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しておりまして、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。質問がございましたらお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

#### ◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、協議事項に入ります。

今月は農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関しての意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、本日お配りしてあります資料で、こちら農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書いてあるものをごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、農業改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月は1件の申請が提出されてございます。現在の作付面積は125アール、目標とする営農類型は、梨、水稻、そば及び野菜によります果樹複合経営でございまして、作付面積を337アールまで拡大する計画となっております。

年齢は66歳でございます。

今後につきましては、集落内の優良農地等の作業受託を行い、経営規模の拡大を図るということでございます。

現在の耕作状況におきましても、問題のないことから認定について支障のないものと考えてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問がございましたらお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、今回提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域農業の維持活性化につながるが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと存じます。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたします。

#### ◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第10、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員及び推進委員、きょうは推進委員はおりませんが、農業委員の皆さんの中でこれに関して何かございましたらお受けをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切らせていただきます。

◎閉会の宣告 午後 4時25分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年7月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 吉 岡 憲 一

署 名 委 員 稲 生 裕